

令和4年第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 12名
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 谷山次則 松下清史
境 良一 鎌賀和夫 太田桂子 田代和弘 齋藤英次
加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 田代委員 松下委員
6. 議 事
 - (1) 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第41号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (5) 報告第15号 許可不要転用届について

事務局 定刻となりましたので、只今から令和4年第12回の総会を開催いたします。本日は、全委員がご出席ですので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 今年最後となります12回目の総会開催、師走のお忙しい中ご出席有難うございました。コロナワクチン接種も五回目となっていますが最近増加傾向にあります。なお、本総会后、忘年会の開催を予定しています。どうぞ宜しくお願いします。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委

員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、田代委員さんと松下委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の木村委員から説明をお願いします。

木村委員 申請番号1番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特段問題無いと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は2ページです。申請地までの通作距離は車で5分ほどで、農業年数は49年、農機具を所有し、主たる作物は、トマト、柿になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について、確認委員の宮本委員からご説明をお願いします。

宮本委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり

でありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明いたします。地図は 3 ページです。申請地までの通作距離は約 3km, 農業年数は 50 年, 農機具を所有し, 主たる作物は, 米, みかんになり, 3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について, 委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番については承認致します。以上, 議案第 39 号について 2 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に議案第 40 号, 「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号 1 番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号 1 番については, 確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明いたします。地図は 8 ページです。申請人は, 東京都で不動産業等を営む法人で, 申請地周辺は宅地化が進み, 近くには小学校など公共施設があり住宅用地として適していると考え, 今回の転用申請となりました。なお, 申請地は上下水道管が埋設されている沿道の区域であり, かつ 500m 以内に, 宇土小学校, 宇土高校があるため, 第 3 種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は9ページです。申請人は、熊本市南区で自動車の販売・買取業等を営む法人です。事業拡張に伴い、買い取った中古車を保管する駐車場が不足したため、新たに駐車場とする土地を探していたところ、申請地は国道57号線が近くを通っており、車両運搬の面で利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第三種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は10ページです。申請人は、長浜町で廃棄物の中間処理及び肥料の製造・販売等を営む法人です。本社を置く宇土市で事業展開を考えていたところ、申請地は都市計

画の用途地域内であり、必要な面積が確保できることなどから適地と考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第三種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

田代委員 地元で事業説明会は開催されましたか。

事務局 開催されています。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。申請者は親子関係になります。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、八代市のアパートに居住する個人で、個人住宅の建築を計画したところ、申請地は、国道や県道に近いため利便性が高く、また、土地の所有者である父親の了承が得られたため、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第三種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号5番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお今回は無償での所有権移転です。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は12ページです。申請人は、松山町の地縁団体で、地域の避難所及びグラウンドの駐車場が、車輛5台程度のスペースしかなく不便であったため増設を考えていたところ、申請地はグラウンドに近接しており駐車場の最適であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので5番については承認致します。次に申請番号6番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号6番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明いたします。地図は13ページです。申請人は、馬之瀬町に居住する個人で、申請地は、以前自宅を建築した際に、隣接している土地の所有者から道路として購入し、使用していたが、地目変更及び所有権の移転がなされていなかったことが分かったため、今

回の転用申請となりました。なお、申請地は 第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので6番については承認致します。次に申請番号7番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号7番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題ないと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号7番について説明いたします。地図は14ページです。申請人は、馬之瀬町で建築業等を営む法人で、事業拡張に伴い、資材置場が手狭になったため、新たに資材置場とする土地を探していたところ、申請地は、現在使用している資材置場に隣接しており利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第三種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので7番については承認致します。次に申請番号8番と9番は関連しますので、確認委員の鎌賀委員より説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号8番と9番について確認しましたところ申請書記載内容のと

おりでありました。なお、15 ページ図面のとおり同一箇所の案件です。特に問題ないと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 8 番と 9 番について説明いたします。地図は 15 ページです。8 番と 9 番の土地は元々一筆の農地でしたが、今回、それぞれ別の申請人が転用申請を行うことに伴い分筆済みです。8 番の申請人は、住吉町に居住する個人で、個人経営している建設事業の拡張に伴い、資材置場を探していたところ、申請地は、現在使用している資材置場に近く、国道も近くを通っており、資材運搬の面で利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。今回の申請に伴い、現状が道路で地目が農地となっていた部分も併せて申請されます。また、9 番の申請人は、住吉町に居住する個人で、自宅の駐車場が狭く迂回するスペースに困っていたところ、隣接する農地を駐車場とすることに所有者の了承が得られたため、今回の転用申請となりました。なお、申請地は住吉駅から 300m 以内のため、第 3 種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 8 番と 9 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 8 番と 9 番については承認致します。以上、議案第 40 号について 9 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 41 号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 18 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。18 ページの 96 番から 99 番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で

す。4件すべてが現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。100番から103番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。次に19ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の計が20,431㎡、普通畑の計が3,020㎡、樹園地の計が5,604㎡、合計10,891㎡となっています。次に20ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第12回総会時点での令和4年の累計は、利用権の設定が33万4,314.39㎡、所有権の移転は24,080㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第41号について承認します。次に報告第14号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意確約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。22ページをお開きください。解約件数は2件、総合計は2筆で3,631㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので報告14号は承認します。次に報告第15号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。24ページをお開きください。地図は25ページになります。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。送電線鉄塔の工事に伴う仮設道路設置のための転用になります。これは、農地法施行規則第53条第14号において、中継施設、電話中継所又はこれらの施設を設置するために、必要な道路もしくは索道の敷地に供する場合は農地法第4条及び5条の許可が不要とされ

ていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので報告15号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。ない様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして第12回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 田代 和弘 印

議事録署名人 松下 清史 印